

明治大学大学院理工学研究科 博士学位取得のためのガイドライン(2024 年度入学者用)

課程博士

【本研究科で授与する学位】

電気工学専攻	博士（工学又は学術）	Doctor of Engineering or Philosophy
機械工学専攻	博士（工学又は学術）	Doctor of Engineering or Philosophy
建築・都市学専攻	博士（工学、建築学又は学術）	Doctor of Engineering, Architecture or Philosophy
応用化学専攻	博士（工学又は学術）	Doctor of Engineering or Philosophy
情報科学専攻	博士（工学、理学又は学術）	Doctor of Engineering, Science or Philosophy
数学専攻	博士（理学又は学術）	Doctor of Science or Philosophy
物理学専攻	博士（理学又は学術）	Doctor of Science or Philosophy

【博士学位請求の要件】

在学期間

- (1) 本研究科博士後期課程に3年以上在学し、所定の研究指導を受けていること。
ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、本研究科委員会の議を経て、博士後期課程に1年（標準修業年限が1年以上2年未満の修士課程又は専門職学位課程を修了した者にあつては、3年から当該修業年限を減じた期間）以上在学すれば要件を満たすものとする。
- (2) 博士前期課程又は修士課程を1年で修了した者にあつては、本研究科博士後期課程に3年以上在学し、所定の研究指導を受けていること。
ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、本研究科委員会の議を経て、博士後期課程に2年以上在学すれば要件を満たすものとする。
- (3) 博士前期課程又は修士課程を1.5年で修了した者（理工学研究科博士前期課程標準修業年限短縮による修士の学位授与に関する内規に基づく）にあつては、本研究科博士後期課程に3年以上在学し、所定の研究指導を受けていること。
ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、本研究科委員会の議を経て、博士後期課程に2年以上在学すれば要件を満たすものとする。
- (4) 前在学時に本研究科博士後期課程に3年以上在学し、所定の研究指導を受けた後退学した者にあつては、前在学時の入学の日から起算して8年以内に限り、研究科委員会の許可を得て再入学し、課程博士の学位を請求できるものとする。

単位要件

研究指導のほか、授業科目2単位を修得しなければならない。

研究業績

- (1) 学会誌・協会誌等の学術的定期刊行物に発表された学術論文が1編以上あるか、又は発表された審査のある学術論文若しくは著作物が2編以上あること。
- (2) 掲載予定（採用決定）のものは証明になるものを添付すること。

研究倫理教育の受講

本学が定める研究倫理教育を受講していること。

研究指導

以下に掲げる本研究科学位請求までのプロセスを経ている者とする。

【学位請求までのプロセス】

研究指導体制

入学試験出願時に希望した研究指導教員及び研究計画書における内容を勘案し、研究指導教員を決定することとなる。入学時において決定した指導教員の助言のもと、研究計画を作成し、学位取得に向けて研究を行っていく。

1 年次

修士論文の内容を吟味しつつ、研究の独創性、学術的意義を確認し、具体的な研究テーマを決定する。その後、速やかに研究に着手し、指導教員との連絡のもとに成果を蓄積していく。公表できる成果が得られた場合には、学術論文、学会等で積極的に発信していく。

2 年次

1 年次の研究経過を踏まえ、必要に応じて研究計画の見直し・修正を行う。学位論文の提出に向けて研究の進捗状況を確認し、指導教員との綿密な議論を研究内容にフィードバックしていく。その上で公表できる成果が得られた場合には、学術論文、学会等で積極的に発信していく。

3 年次

学位請求論文提出年においては、これまでの研究を総括しつつ、研究業績及び成果をまとめ、指導教員の推薦を経て、学位請求書を提出する。

【博士論文に求められる要件】

博士の学位論文は、学位請求者が専攻分野の研究者や高度専門職業人に必要な専門的な研究能力とその基礎となる豊かな学識を示すと認められるものでなければならない。また、本研究科の博士論文として相応の質・量、内容・水準を備え、以下の点に留意したものでなければならない。

- (1) 論文の独創性
- (2) 研究テーマの学問的意義・適切性
- (3) 論文の体系性
- (4) 先行研究の調査
- (5) 理論的分析・実証的分析
- (6) 論旨・主張の統合性と一貫性
- (7) 形式的要件

【博士学位請求時の提出書類・提出期日】

博士学位請求論文の提出に係る詳細は、9 月修了及び 3 月修了各々のスケジュール・提出要領を別途定め、理工学研究科ウェブサイト及び Oh-o! Meiji システムを通じて配信する。要領の指示に従い、論文・各種書類を提出すること。

提出書類

博士学位請求論文表紙
博士学位請求論文要旨
博士学位請求論文
学位請求書【甲（課程博士）】
履歴書

業績書

明治大学学術成果リポジトリ登録・公開許諾書

博士論文のインターネット公表留保申請書

提出期日等

(1)提出期日：3月修了希望者：12月

9月修了希望者：5月

(毎年度本研究科委員会において、承認の得られた審査スケジュールに従う。)

(2)提出先：大学院理工学研究科担当

(3)審査手数料：不要

【学位審査の概要】

指導教員による承認

博士学位を請求しようとする者は、博士論文提出資格を満たし、指導教員から当該論文の内容・水準・形式について確認及び指導を受け、指導教員が博士学位請求に十分な水準であるとの判断をした場合に、論文を提出することができる。学位請求書が提出されたら、関連する専攻（系）主任が当該専攻または系会議及び総務委員会の議を経て、論文説明会を開くとともに、その内容を踏まえた上で学位論文の取扱いについて決定する。

論文説明会の実施

論文説明会は論文受理手続プロセスの一環であり、実施にあたっては、実施10日以上前に公示を行い、公開とする。

研究科委員会による受理審査

研究科執行部は提出された学位請求論文について、申請資格と当該論文の形式要件について確認を行う。研究科執行部が提出資格と論文の形式要件を満たすと判断した場合、研究科委員会を開催し、当該論文の受理について指導教員からの推薦をもとに審査し、受理の可否を決定する。

審査委員による本審査

研究科委員会は、学位請求論文としての受理を決定した論文に対して、主査1名及び副査2名以上の審査委員を選出する。

審査委員は、当該学位請求論文を中心としてこれに関連ある科目について、口頭試問により審査を行う。審査終了後、審査委員は研究科委員会に可否の提案とその理由を記した審査結果報告書を提出する。

学内機関による審査

研究科委員会は審査委員からの報告をもとに、審議のうえ投票により可否を決定する。研究科委員会で合格と認められた者は、大学院委員会の承認を経て、博士学位が授与される。

【学位審査等に関わる教員の責務】

審査委員の構成と責務

審査委員は、指導教員のほか、当該論文に関連ある科目の担当教員2名以上により構成し、厳正なる学位審査に努めるものとする。

各教員の責務

各教員は、研究科委員会における審査において、当該学位論文を公正かつ客観的に評価し、当該学位の水準を保つよう努めるものとする。

【博士学位論文の公表】

審査要旨の公表

博士学位が授与された場合は、当該学位論文の内容の要旨及び審査結果の要旨をインターネットの利用により公表する。

学位論文の公表

博士学位論文は、本学学位規程第22条に準拠してこれを公表しなければならない。

明治大学学位規程 第22条

本大学において博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、明治大学審査学位論文と明記して、当該学位論文の全文を公表するものとする。ただし、当該博士の学位を授与される前に、既に公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、本大学の承認を受けて、当該学位論文の全文に代えて、その内容を要約したものを公表することができる。この場合において、本大学は、その論文の全文を、求めに応じ、閲覧に供するものとする。

3 前2項の規定による公表は、本大学の定めるところに従って、インターネットの利用により行うものとする。

※ 「やむを得ない事由がある場合」とは、客観的に見てやむを得ない特別な理由があると本大学が承認した場合をいう。

例 ① 博士論文が、立体形状による表現を含む等の理由により、インターネットの利用により公表することができない内容を含む場合

② 博士論文が、著作権保護、個人情報保護等の理由により、博士の学位を授与された日から1年を超えてインターネットの利用により公表することができない内容を含む場合

③ 出版刊行、多重公表を禁止する学術ジャーナルへの掲載、特許の申請等との関係で、インターネットの利用による博士論文の全文の公表により博士の学位を授与された者にとって明らかな不利益が、博士学位を授与された日から1年を超えて生じる場合

なお、これらの場合においても、やむを得ない事由が解消された際には、速やかに博士論文全文をインターネットで公開しなければならない。

※ 博士学位論文提出にあたり、学位請求者は博士学位論文をインターネットにより公表することについての著作権関係上の諸問題を解消しておかなければならない。

例 ○ 刊行物の場合、出版社の了解を得ておくこと。

○ 引用の図版・写真がある場合、著作権者の同意を得ておくこと。

※ 博士学位論文が、特許などの申請に関連する場合、同申請手続きについては論文提出前に行っておかなければならない。なお、手続き方法等について不明な場合は、指導教員の指示を受けた後、各キャンパスの研究知財事務室に相談すること。

本学及び国立国会図書館における公表

- ・ 博士学位論文の要旨及び全文は「明治大学学術成果リポジトリ」により公表される。
- ・ 明治大学学術成果リポジトリにより公表された博士学位論文の要旨及び全文のデータは、国立国会図書館において利用に供される。